

令和7年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第1回） 議事概要

1. 検討会の概要

- ・ 日 時：令和7年11月21日（金）10：00～12：00
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室（Web会議併用）
- ・ 出席者：中埜座長、佐久間委員、田中委員、田村委員、外内委員、林委員、藤原委員、若松委員

2. 議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

(1) 調査手続の改善

- 被災者への説明のリーフレットについて、被害があった部分が損傷程度100%という想定になっているが、実際には被害の程度も踏まえて損害割合を計算することがわかるようなコメントがあるとよい。
- 平時はあまりホームページを見ないので、災害発生時にホームページのトップに出てくる仕掛けが重要と考える。
- このようなリーフレットを作成するのはよい。発災後に被災者に配布されることを想定していたが、平時においてもホームページに掲載するとよい。
- 発災後は自治体により対応が異なるため、リーフレットは自治体が加工可能な形で配布いただきたい。
- 損害割合は文字ではわかりづらい。図示する必要があるのではないか。
- 近年は水害の発生件数も多いので、水害用のリーフレットも作っていただけるとありがたい。

(2) 第1次調査の適正化

【床の傾きの評価方法の見直し】

- 2面以上にある建具、床である建具、掃き出しの建具が被害を受けやすい。どこを選択して計測をするのがよいかを検討する必要がある。
- 保険会社が行う調査でも傾斜を測っているため、参考としたほうがよい。それらとかけ離れた方法で行うことは望ましくない。
- 液状化被害の判定基準の見直し自体に対する反対はないかもしれないが、運用上どうしていくかが課題である。沈下があることに気づかず、指摘があって気づくということが想定される。建具枠での傾斜の計測について、測る場所で角度が全く変わることも現地で確認した。調査の手順も含めて議論する必要がある。

- 100分の1以上の傾斜は、本来は床の傾きを評価する趣旨だったが、方法が表に出すぎた。なぜ実施をするかを記載した上で、方法の例示をすれば自治体がフレキシブルに運用できるのではないか。
- 今はスマホでも計測できるが、傾斜が極端なところだけを測ることも適切でない。局所的なたわみではなく、床全体の傾斜を測ることを目的としていることにも留意すべき。
- 柱がまっすぐ立っていて、基礎だけが傾くこともあり得ると思う。玉石の上に柱が乗っている住宅は、基礎が一体化していないため、それぞれの柱が沈下して建物が傾斜することがある。
- 建具枠での傾斜の測り方が追加されることはとてもよいが、測り方等の問題がでてくるため、慎重に検討をする必要がある。
- 現行の指針は住家全体が傾いたという例を反映して作られたと記憶している。基礎だけが傾く被害も出ているという実態があり、それを反映するのはよい。

【不同沈下による基礎の損傷程度の評価方法の見直し】

- 不同沈下の判断は調査員の経験に基づくところが大きく難しい。
- 傾斜が100分の1程度だと不同沈下しているかなかなかわからない。沈下量はさらにわかりづらい。時間をかければ判断することはできるが、スピード感を持って対応しなければいけないときは代替方法が必要だろう。
- どうやって不同沈下だと判断するのか、何をもって液状化とみなすのかといった判断ができない。もう少し解説を増やしていただきたい。
- 基礎持ち上げ工事の要否は工事業者から見積もりが提出されるとわかるが、自治体が調査に入る時点ではわからない。特に1次調査では応援職員が入る場合もあるので難しい。基礎持ち上げ工事を要する程度の被害とどのように判断するのか、表現や調査手法は再検討する必要がある。
- 基礎の持ち上げ工事の要否については、本来は工事を実施する場合の支援策として検討すべき課題である。同様の被害でも、持ち上げ工事をせずに取り壊す人もいる。
- 基礎の持ち上げ工事を被害認定の判定に入れるのは賛否あると思うが、自治体からすると、工事を要するかは自治体職員では判定できないことが課題となる。評価に入れるのであれば、方法も含めて明確にしてほしい。
- 建物の不同沈下の修正方法は基礎の持ち上げだけではなく、土台のアンカーボルトを外して、土台から上を持ち上げる方法もある。基礎は傾いたままで土台から上をまっすぐにする方法だが、費用は各段に安い。
- 基礎の持ち上げ工事の要否より、住み続けられるか否かで考えるべき。床が傾斜

していたら住み続けられない。

【1次調査における判定方法の拡充】

- 不同沈下があり、基礎天端下25cmまでのすべての部分が潜り込んでいる場合は大規模半壊、そこまでは潜り込んでいない場合は中規模半壊となるのが実情に沿っているのではないか。
- 傾斜と潜り込みの合算による判定は、2次調査をした際に1次調査とは違う判定結果が出る可能性が高いので、1次調査でいきなり合算して判定を出すルートはやめたほうがいいのではないか。
- 傾斜と潜り込みの合算による判定は、特に全壊判定については該当するケースはほぼないのではないか。中規模半壊判定についても、判定のフローや点数的な裏付けは議論しないといけない。
- 数値的な裏付けがある前提で検討されていることは承知であるが、傾斜と潜り込みの合算で全てをカバーしてよいかはわからない。
- 能登半島地震の被害に限らず、様々な液状化被害を参照すると、解決が難しい場合もあると思う。
- 例えば、60分の1以上の傾斜がある場合、実際に現場に行くと明らかに全壊だろうということもあり、傾斜と潜り込みを合算する必要があるのか疑問がある。どちらかを満たせば全壊、中規模半壊でよいのではないか。
- 軸組工法の場合、建物の四隅が沈下して中央が残されて盛り上がってしまうケースもあるため、「すべての部分が」潜り込みという表現は再検討する必要があるのではないか。
- 不同沈下があり、傾斜が60分の1以上20分の1未満の場合は大規模半壊、床までのすべての部分が地盤面下に潜り込みの場合も大規模半壊と理解している。2つ同時に起こると全壊とするのは安直ではないか。建物全部が傾斜しながら地盤面下に沈むことは現実的にはあり得ない。実際に起こりうる内容を検討するべき。

(3) 第2次調査の迅速化・適正化

- 損傷程度の例示を3段階にすることは賛成だが、例示される内容が現実の調査における被害状況とかけ離れていることがある。例えば、単純な「ボード」という区切りを「鋼板」なども入れていただけるとありがたい。
- 「ボード」は何を示しているか半素人が見た時にわからないため、具体的に名称を出すかより割り切った記載とするか検討いただきたい。
- 3段階への変更はスピード感の面でいいので検討したい。3つに分けるのは感覚

的に賛成だが、行政が行う調査の粒度に合うかを検討いただきたい。

- 特に、程度Ⅱと程度Ⅲとの差は何か、もう少しルールを決めておくとよいのではないか。
- 地域によって建物も違いがあるため、特徴があるものの写真も例示するとよいのではないか。

(4) リモート判定等の活用促進

【写真判定を行う場合の調査フローの検討】

- 応急危険度判定で赤紙を貼る際、落下危険、転倒危険、構造体危険なのはコメントが書いてあるが赤紙であることは一緒なのでわかりづらく、被害認定調査に使う場合はコメントを読む必要が出てくる。わかりやすいように変えることも検討するのがよいのではないか。
- リモート判定はぜひ活用すべきと考えるが、実際に運用した際の課題等を踏まえて丁寧に議論する必要がある。
- 応急危険度判定との連携を進めていくのであれば、応急危険度判定側の従事者に理解をしていただく必要もある。判定の課題もあると思うが、どういう条件であればできるか等、制度設計や環境整備なども併せて検討いただきたい。

【損保協会との連携】

- 保険会社の調査は、見るポイント、判断ポイント、測る場所も被害認定調査と違う。連携する場合、保険会社が顧客のところに行くタイミングに自治体が合わせて行かなくてはならない。費用や日程調整等、課題も多い。
- 損保協会との連携については目的が違う中で、一部のデータを共有して活用し合うというのは賛成。ただ、保険会社と被害認定調査の双方の指針を突き合わせてすり合わせないと実施は難しいのではないか。実際に使えるかを検証して検討すべき。
- 損保協会との連携に関しては、災害種別によっては被害認定調査と合うところ、合わないところを整理するとよいのではないか。
- 保険会社の調査も被害認定調査も応急危険度判定も、それぞれ目的が違うので基準を統一するのは難しいが、結果を活用し合うのはあり得る。輪島市で応急危険度判定の結果を被害認定で使ったように、すみ分けをしながら活用することは考えられる。また、システム連携を含めたデジタル化を進める必要もある。
- ハードルが高いが、効果的に対応できる工夫が必要。実際に使えるように具体的に考えていただきたい。

(5) その他

- 非木造の部位別構成比の見直しは必要だと思う。内部仕上と天井や、外部仕上と屋根など、もう少し部位を分けて調査できると非木造も調査しやすい。
- 非木造は部位を現行程度にしか細分化できないという認識である。
- 非木造の部位別構成比の見直しは、今後どのような状況になったら検討するか考えておくべきではないか。
- 屋根については、主要階とその他階によって損害割合の重みづけがそもそも必要なのか。
- 建具とその上下に接する内壁については、内壁と建具を比べて面積が大きい方を調査対象とするが、面積が小さいほうを判定から抜く必要があるのか。
- 損害割合の端数処理は自治体のポリシーによることだと思うが、基本的な考え方を内閣府で示すのか、自治体判断にするのかは今後議論が必要。

(以 上)